

令和6年度 麻薬取扱者免許継続申請要領

宮城県保健福祉部薬務課

1 申請書類

免許申請には、免許の種類に応じて必要書類が異なるので、で確認の上、申請すること。

麻薬に関する免許は、有効期限の満了毎に新規申請をする制度となっているため、以前に提出済の書類であっても、添付書類の省略はできないので、全ての添付書類について添付すること。免許申請書については、一部様式を変更しているため、過去にダウンロードした様式は使用せず、「令和6年度麻薬取扱者免許の継続更新手続きについて」のウェブページに掲載されている様式をダウンロードして使用すること。また、新しい様式については記入欄を広げたり、欄を追加したりせずに使用してください。

なお、免許を継続しない方は「6 留意事項」をご参照ください。

(1) 麻薬施用者（手数料：宮城県収入証紙 4,500円）

- 免許申請書
 - 別紙様式 ※従たる施設が4以上ある場合に限る
 - 診断書（診断年月日から1ヶ月以内のもの）
 - 以下3通りのうちいずれかにより、免許証の確認がなされること。
 - ① 医師、歯科医師、獣医師免許証の原本及び写しを窓口に持参する
 - ② 各地区の麻薬防犯協会長、又は麻薬診療施設長等が免許証原本を確認し、
原本確認済であることを記載した免許証の写しを添付する
（例：原本確認済 令和6年〇月〇日 △△病院院長 仙台太郎）
 - ③ 各地区の麻薬防犯協会長、又は麻薬診療施設長等が免許証原本を確認し、
申請書の下部余白に原本確認済であることを記載する（記載例は②と同じ）
- ※免許証の写しを添付する場合は、B4からA4に縮小コピーすること。

(2) 麻薬管理者（手数料：宮城県収入証紙 4,500円）

- 免許申請書
- 診断書（診断年月日から1ヶ月以内のもの）
- 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師免許証の確認がなされること。
（確認方法は（1）と同じ）

(3) 麻薬小売業者（手数料：宮城県収入証紙 4,500円）

- 免許申請書
- 診断書（診断年月日から1ヶ月以内のもの、申請者が法人の場合は代表取締役及び業務を行う役員全員）
- 薬局開設許可証の写し
- 麻薬保管庫の設置場所を記載した業務所の平面図
- 麻薬保管庫の構造概要図（寸法を記入すること）
- 登記事項証明書（発行日から1ヶ月以内のもの）※申請者が法人の場合に限る
- 組織図（業務分掌表）※申請者が法人の場合に限る

(4) **麻薬研究者** (手数料：宮城県収入証紙 **4, 500円**)

- 免許申請書、
- 診断書 (診断年月日から1ヶ月以内のもの)
- 申請者の履歴書
- 研究目論見書 (研究計画書)
- 麻薬研究施設設置者の研究同意書
- 麻薬保管庫の設置場所を記載した業務所の平面図
- 麻薬保管庫の構造概要図 (寸法を記入すること)

(5) **麻薬卸売業者** (手数料：宮城県収入証紙 **15, 400円**)

- 免許申請書
- 診断書 (診断年月日から1ヶ月以内のもの、申請者が法人の場合は代表取締役及び業務を行う役員全員)
- 登記事項証明書 (発行日から1ヶ月以内のもの) ※申請者が法人の場合に限る
- 組織図 (業務分掌表) ※申請者が法人の場合に限る
- 医薬品販売業許可証の写し
- 業務所平面図 (麻薬貯蔵設備の場所を明示すること)
- 麻薬貯蔵設備の構造概要図 (平面図、断面図、警報設備、配線図等)
- 業務所付近の見取図

申請書類作成の注意事項については次ページ以降に記載⇒

2 各書類の作成に係る注意事項

(1) 免許申請書

- 1) 「現在所持する麻薬免許証の番号」には、継続して免許を受ける場合、現在受けている麻薬取扱者免許番号を記入すること。なお、現在所持する免許証の記載事項に変更がある場合は、すみやかに記載事項変更届を提出すること。
- 2) 「麻薬 者免許申請書」の空欄部分には、免許を受けようとする麻薬取扱者の種類（施用者、管理者、研究者、小売業者又は卸売業者）を記入すること。
- 3) 「麻薬業務所」には、主として診療又は研究に従事する施設の所在地及び名称を現在所持する免許に記載されている表記と同様に記入すること。なお、令和7年1月1日から主として従事する施設が変更となる場合、医療機関名は医療法上の正式名称を記入すること。また、
- 4) 3) の主たる業務所以外で、従として診療又は研究に従事する施設があれば、これも記入すること。これについても、現在所持する免許に記載されている表記と同様に記入すること。なお、従たる施設が3以上ある場合は、「4つ目以降の従たる施設の有無」について該当する方を○で囲み、4つ目以降の施設については別紙様式に記載して添付すること。ただし、県外の施設は免許の対象とならないため、記入しないこと。
- 5) 「許可又は免許の番号」には、小売業者又は卸売業者にあつては医薬品医療機器等法の規定による許可証の番号を、施用者又は管理者にあつては医師・歯科医師・獣医師・薬剤師の免許証の登録番号を記入すること。
- 5) 「許可又は免許の年月日」には、小売業者又は卸売業者にあつては医薬品医療機器等法の規定による許可証の有効期間の開始日を、施用者又は管理者にあつては医師・歯科医師・獣医師・薬剤師の免許証の免許年月日を記入すること。
- 6) 「申請者（法人にあつては・・・）の欠格条項」の各欄には、当該事実がない場合には「なし」と必ず記入し、ある場合には次のとおり記入すること。
 - ・「(1)」欄には、その理由及び年月日
 - ・「(2)」欄には、その罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日
 - ・「(3)」欄には、その違反の事実及び年月日
- 7) 「備考」欄の免許・許可種別においては、該当する箇所を○で囲むこと。
- 8) 左下部分の「年月日」は、申請書の提出日（郵送で提出する場合はポスト投函日）を記入すること。
- 9) 「住所」には、施用者、管理者及び研究者については医療機関等の所在地ではなく申請者個人の住所を、また、小売業者及び卸売業者については開設者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を記入すること。
- 10) 「氏名」は、施用者、管理者及び研究者については免許を取得しようとする医師等の個人の氏名を戸籍簿のとおり楷書ではっきりと記入すること。また、小売業者及び卸売業者については、開設者が個人の場合は氏名、法人の場合は法人の名称を記入すること（法人代表者の氏名は不要）。

(2) 診断書

- 1) 診断年月日から1ヶ月以内のものであること。
- 2) 年齢は、満年齢によること。

(3) 研究目論見書（研究計画書）

以下の事項を含んだ麻薬を用いた研究内容を具体的に記述すること。（様式は任意）

- ① 使用する麻薬の種類
- ② 麻薬を使う目的
- ③ 研究期間
- ④ 麻薬の使用量（見込み量で可）

3 添付書類の省略

麻薬に関する免許は、有効期限の満了毎に新規申請をする制度となっているため、以前に提出済の書類であっても、添付書類の省略はできないので、全ての添付書類について添付すること。

ただし、申請者が法人の場合、診断書（代表取締役及び業務を行う役員）、登記事項証明書は、複数の営業所のうち一方に原本を提出した場合は、他方にはその写しを提出することで差し支えないが、申請書の備考欄に提出年月日、提出先を記載すること（例：診断書の原本及び登記事項証明書は、令和6年〇月〇日△△保健所への□□薬局麻薬小売業者免許申請書に添付済み）。

4 申請書の提出先及び提出期日、提出部数

(1) 提出先及び提出期日

申請者は、申請書類を令和6年10月31日（木）までに、管轄する保健所・支所（仙台市内にあっては県庁薬務課）に提出すること。また、各地区の麻薬防犯協会員は、令和6年10月17日（木）までに、各地区麻薬防犯協会に提出すること。

(2) 提出部数

正副2部（副は正本の写し）を提出すること。ただし、麻薬小売業者、仙台市内の麻薬取扱者は正本1部を提出すること。

5 麻薬取扱者免許証返納届

現に麻薬取扱者の免許を有し、令和7年1月1日以降も継続して麻薬取扱者となる予定の者について、令和6年12月31日をもって満了する免許証は、期間満了後15日以内に麻薬取扱者免許証返納届に必要な事項を記入し、免許証を添えて提出すること。なお、提出先は、申請書の提出先に同じ。ただし、各地区の麻薬防犯協会員については、各地区麻薬防犯協会の指示に従うこと。

6 留意事項

- (1) 現に小売業及び卸売業の免許を有する者で、有効期間満了をもって業務を廃止する者については、廃止後15日以内に業務廃止届、及び所有麻薬届を提出すること。また、現に麻薬を所有している場合は、譲渡又は廃棄の手続きを行うこと。
- (2) 現に施用者、管理者及び研究者の免許を有する者で、有効期間満了をもって業務を廃止する者については、廃止後15日以内に業務廃止届を提出すること。また、業務廃止届により麻薬診療施設、麻薬研究施設、又は飼育動物診療施設の麻薬施用者数、麻薬管理者数、麻薬研究者数が0人となる場合、所有麻薬届を提出するとともに、現に麻薬を所有している場合は譲渡又は廃棄の手続きを行うこと。
- (3) 申請書等の記入不備及び添付書類の不足等があった場合、記入事項の訂正及び添付書類が完備されるまで、新免許証は発行されないので留意すること。

申請書の記載例

麻薬卸売業者のみ
15,400円
それ以外は4,500円
宮城県収入証紙を貼付
すること。
消印はしないこと。

継続申請の場合は、現在の
麻薬取扱者免許番号を記
載すること。
新規申請の場合は、新規と
赤字で記載すること。

規則別記第1号様

宮城県収入証紙貼付欄(消印しないこと)

※欄が足りない場合は申請書記

空欄になっている箇所に、免許
の種類(施用者、管理者、小売
業等)の記載を行うこと。

現在所持する
麻薬免許証の番号
第 **40999** 号

麻薬 施用者 免許申請書

麻薬業務所の所在地及び名称は、現
在手元にある免許証に記載の表記
と同様に記載すること。

麻薬業務所	所在地	仙台市青葉区本町3-8-1		
	名称	宮城ケンチョウ病院 TEL 022-211-2653		
麻薬業務 にあ 又は 療施	所在地	① 仙台市若林区××1-2	医師、歯科医師、獣医師、薬 剤師は、 <u>免許年月日</u> を記載す ること。卸売業者、小売業者 は、 <u>医薬品医療機器等法の許 可の有効期間の開始日</u> を記載 すること。	4つ目以降の従 たる施設(別紙) の有無について 該当する方に○ を付けること。
	所在地	② 仙台市太白区○○3-4 ③ 仙台市青葉区△△5-6 ① ××クリニック ○○医院		
許可又は免許の番号	薬局、卸売業者許可番号(医師、 歯科医師、獣医師、薬剤師免許番号)	第 123456 号	許可又は免許 の年月日	平成26年4月30日
申請者(法人にあっては その業務を行う役員を 含む)の欠格条項	(1) 法第51条第1項の規定 により免許を取り消され たこと。	なし	<p>(1)~(3)は、免許するための要件な ので、省略せず、それぞれの欄に必ず記載す ること。また、申請者が法人の場合は「全員な し」と記載すること。</p> <p>該当する資格に丸を付けること。</p>	4つ目以降の 従たる施設 (有 <input checked="" type="radio"/> 無)
	(2) 罰金以上の刑に処せら れたこと。	なし		
	(3) 医事又は薬事に関する 法令又はこれに基づく 処分に違反したこと。	なし		

備 考 医師・歯科医師・獣医師・薬
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。
令和6年10月 1日

「施用者」、「管理者」、「研究者」の場
合は申請者本人の住所(麻薬業務所の
住所を書かないこと)

申請書の提出日を 記入すること。	住所 (法人にあって は、主たる事 務所の所在地)	仙台市青葉区本町9-9-9-102
	フリガナ 氏名 (法人にあって は、名称)	ヤクムタロウ 薬務 太郎

「施用者」、「管理者」、「研究者」の場
合は申請者本人の氏名を戸籍簿のとおり
にフリガナとともに楷書ではっきりと
記載すること。(麻薬業務所の名称を書
かないこと。)

※旧姓を使用する場合は、「氏名」欄に
「新姓(旧姓)名前」のように旧姓を併
記すること。

連絡(担当)者名 _____ 連絡先TEL _____

「小売業者」、「卸売業者」で開設者が法
人の場合は、法人の名称のみ記載する
こと(代表者の氏名は不要)。

押印は省略可能。

平日 8:30~17:15 に連絡の取れる番号を記載
すること。